

「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」の 改正等について

- (1) 「吹田市地域防災計画」の医療救護活動に関する主な改正 資料 2-1
- (2) 「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」の改正(案) について 資料 2-2
- (3) 災害時における医療救護活動に関する協定書について 資料 2-3

「吹田市地域防災計画」の医療救護活動に関する主な改定

1 災害対策本部の組織

- 災害対策本部の組織である「福祉保健部」について、福祉部を構成室課とする「福祉部」と健康医療部を構成室課とする「保健医療部」に分離
- 新たに設置した「保健医療部」に国民健康保険室及び北大阪健康医療都市推進室を構成室課とする「庶務班」と地域医療推進室及び保健センターを構成室課とする「保健医療班」を設置

【平成29年3月まで】※下記表の部、班は、吹田市災害対策本部の組織名

【平成29年4月～】※下記表の部、班は、吹田市災害対策本部の組織名

部	班	担当室(課)
福祉保健部 ◎福祉部長 ○健康医療部長	庶務班(福祉部) ◎福祉部次長 ○福祉指導監査室長	福祉総務課 総合福祉会館 福祉指導監査室
	救護班(福祉部) ◎高齢福祉室長 ○障がい福祉室長 ○生活福祉室長	高齢福祉室 障がい福祉室 地域保健福祉センター 福祉総務課 生活福祉課
	医療班(健康医療部) ◎地域医療推進室長 ○保健センター所長 ○国民健康保険室長	地域医療推進室 休日急病診療所 保健センター 国民健康保険室
	○北大阪健康医療都市推進室長	北大阪健康医療都市推進室



部	班	主な事務分掌概要	担当室(課)
福祉部 ◎福祉部長 ○福祉部次長	庶務班 ◎福祉総務課 ○福祉指導監査室	略	福祉総務課 総合福祉会館 福祉指導監査室
	救護班 ◎高齢福祉室 ○障がい福祉室 ○生活福祉室	略	高齢福祉室 障がい福祉室 地域保健福祉センター 福祉総務課 生活福祉課

部	班	主な事務分掌概要	担当室(課)
保健医療部 ◎健康医療部長 ○健康医療部次長	庶務班 ◎国民健康保険室 ○北大阪健康医療都市推進室	○部内の庶務に関すること ○8事業区域の被害調査・応急対応等に関すること等	国民健康保険室 北大阪健康医療都市推進室
	保健医療班 ◎地域医療推進室 ○保健センター	○医療救護班編成、医療救護所設置等 ○医療救護班・医療要員・医療用資器材・医薬品等の支援要請に関すること ○保健衛生活動に関すること等	地域医療推進室 休日急病診療所 保健センター

※◎は部長、班長を、○は副部長、副班長を示す。

※◎は部長、班長を、○は副部長、副班長担当室課を示す。

2 その他

- (地独)市立吹田市民病院が、市の一部局としての位置付けがなくなり、市災害医療センターとしての役割のみとなった等

吹田市地域防災計画 総則・災害予防対策 第2編 災害予防対策 予防-32 ～ 予防-39
 (平成28年(2016年)4月1日から適用(機構改革に伴う読み替え暫定版))

※下記表の部、班は、吹田市災害対策本部の組織名

部	班	事務分掌	担当室(課)
福祉保健部 ◎福祉部長 ○健康医療部長	庶務班 ◎福祉部次長 ○福祉指導監査室長	1 部内の庶務に関する事。 2 他班との調整に関する事。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関する事。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関する事。 5 死者、負傷者の集約及び報告に関する事。 6 ボランティアに関する事。 7 社会福祉協議会等社会福祉諸団体との連絡調整に関する事。	福祉総務課 総合福祉会館 福祉指導監査室
	救護班 ◎高齢福祉室長 ○障がい福祉室長 ○生活福祉室長	1 高齢者及び障がい者の救援・救護対策に関する事。 2 高齢者及び障がい者の被災状況・避難所生活に関する事。 3 高齢者及び障がい者の医療・保健施設の手配・移送等にかんすること。 4 移管施設の入所者の保護に関する事。	高齢福祉室 障がい福祉室 地域保健福祉センター 高齢福祉室
		5 民生委員・児童委員を通じての被災状況の収集に関する事。 6 義援金に関する事。	福祉総務課
		7 遺体の収容、遺体収容所の運営に関する事。 8 災害見舞金、災害弔慰金、災害援護資金、災害救助資金等の支給に関する事。	生活福祉課
	医療班 ◎地域医療推進室長 ○保健センター所長 ○国民健康保険室長 ○北大阪健康医療都市推進室長(健康医療部)	1 医療関係機関との連絡調整に関する事。 2 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関する事。 3 予防接種に関する事。 4 医療救護班編成、医療救護所設置及び医療救護班との連絡調整に関する事。 5 医療救護班活動の把握、医療救護班活動継続の必要の有無の判定及びこれらの情報に関する事。 6 医療救護班・医療要員・医療用資器材・医療品等の医療関係機関等への支援要請に関する事。 7 被災傷病者の把握に関する事。 8 事業区域の被害調査・応急復旧等に関する事。	地域医療推進室 保健センター 国民健康保険室(健康医療部) 保健センター 地域医療推進室 休日急病診療所(健康医療部) 地域医療推進室 保健センター 国民健康保険室 北大阪健康医療都市推進室(健康医療部)

※◎は部長、班長を、○は副部長、副班長を示す。

吹田市災害時医療救護活動マニュアル(案)
(第 4 版)

平成 29 年 (2017 年) 7 月改正
吹田市

目 次

1	総則	p 1
2	災害時医療救護活動の主なながれ	p 3
3	関係機関の主な役割	p 4
4	平常時の取組	p 4
5	災害時の対応	p 4
	(1) 活動体制の確立	p 4
	(2) 災害医療情報の収集・把握	p 6
	(3) 医療救護所の設置	p 8
	(4) 医療救護所の運営	p 11
	(5) 個別疾患対策	p 13
	(6) 保健医療ボランティアの受入れ	p 14
	(7) 被災者の健康維持活動	p 14
6	保健医療部保健医療班の活動	p 15

巻末資料

	市内病院一覧	p 17
	対応別連絡表	p 18
	聞き取りチェック表	p 19

はじめに

本市では、災害時に「吹田市地域防災計画」の「総則・災害予防対策 第2編災害予防対策 第2章防災体制の確立 第4節応急医療体制の整備」及び「地震災害応急対策・復旧対策 第1編地震災害応急対策 第2章初動期の活動 第5節応急医療対策」、「地震災害応急対策・復旧対策 第1編地震災害応急対策 第3章応急復旧期の活動 第4節保健衛生活動」で定める、災害時医療救護活動を実施する。

本マニュアルでは、災害時に、吹田市災害対策本部 保健医療部保健医療班が担う役割である災害時医療救護活動について、府及び医療関係機関と連携しながら、迅速かつ確かな活動が実施できるよう、その具体的な行動を示すものである。

第1 総則

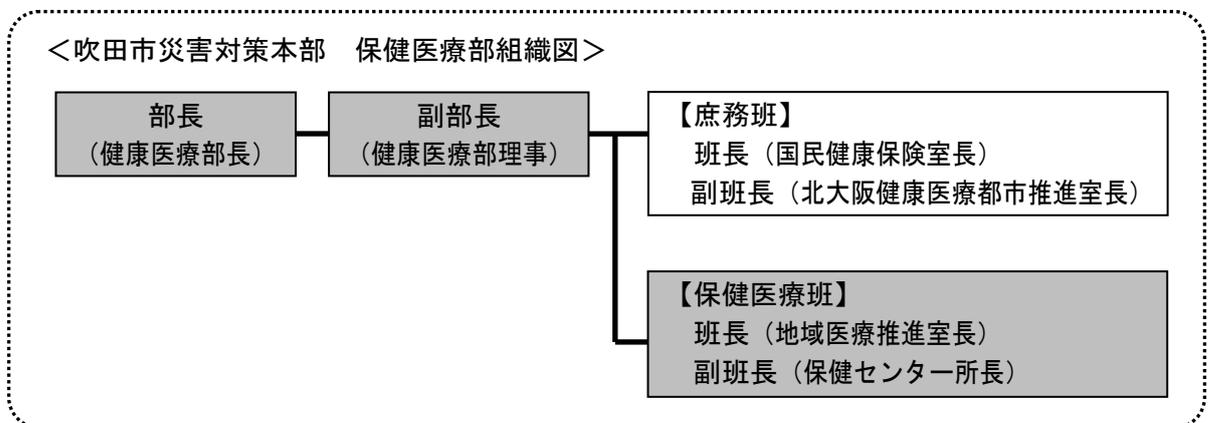
1 災害時医療救護活動

災害のため医療機関等が混乱した場合、医療の提供や健康管理を行い、被災者の保護を図る活動。

2 保健医療部保健医療班

保健医療部保健医療班は、気象庁が発表する吹田市の震度が5強以上の場合等において、災害予防及び災害応急対策を実施するために組織される「吹田市災害対策本部」を構成する組織。

保健医療部保健医療班は、健康医療部地域医療推進室及び保健センターで構成し、保健医療部長を健康医療部長、副部長を健康医療部理事、保健医療班長を地域医療推進室長、副班長を保健センター所長とする。（※理事等必置職でないもの場合は、随時読み替えるものとする。）



3 医療救護班

医療救護班とは、保健医療部保健医療班の責任者が、医師、歯科医師、薬剤師、看護師や歯科衛生士等から編成し、医療救護所等に派遣し医療救護活動を行うもの。

4 医療救護所

医療救護所とは、病院や診療所等の機能が確保できない場合に、軽症の傷病者への医療等を行うために、災害発生直後から中長期にわたって市内で設置されるもの。

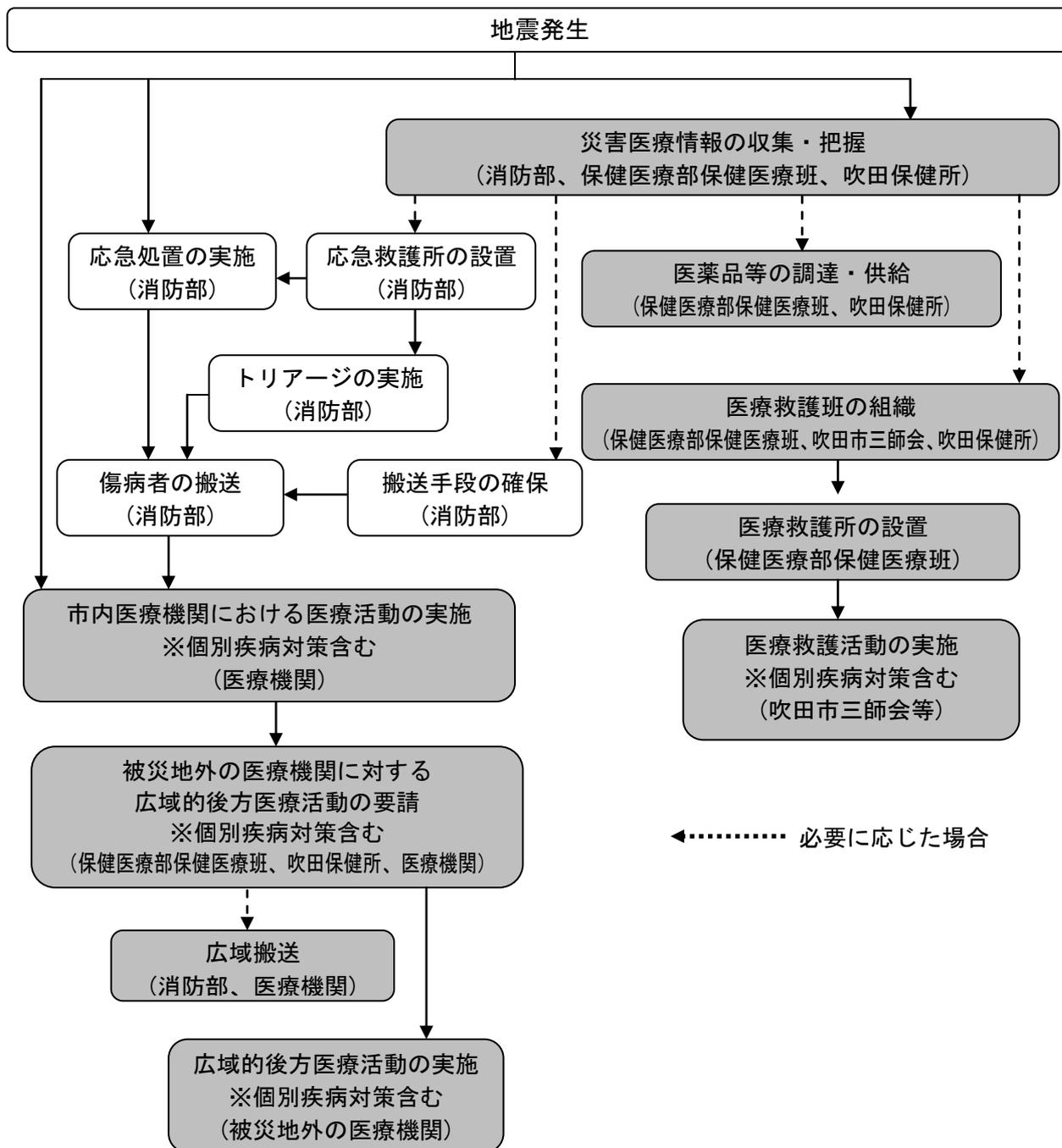
5 地域災害医療本部【大阪府】

災害が発生し、大阪府災害対策本部、大阪府災害医療本部が設置された場合、吹田保健所長が管内の状況を把握し、吹田保健所に設置するもの。本部長は保健所長、構成員は、吹田保健所管内健康危機管理機関連絡会委員等。

6 医療コーディネーターチーム【大阪府】

医療コーディネーターチームは、吹田保健所長、地域災害医療コーディネーター、三師会、保健医療部保健医療班長等により構成され、吹田保健所長が統括する。圏域内病院・診療所状況、救護所の設置状況等の情報を分析し、医療救護班の派遣要請の必要性、必要な医療従事者、対応すべき科目、必要医薬品、開設時期等を判断する。

第2 災害時医療救護活動の主なながれ



消防部：吹田市地域防災計画で定める吹田市災害対策本部を構成する組織。吹田市消防本部で構成。

吹田市三師会：吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

第3 関係機関の主な役割

保健医療部 保健医療班	災害医療情報の収集、医療救護所設置予定場所の状況を把握したうえで、吹田保健所が設置する地域災害医療本部の会議で協議を受け、医療救護所の設置を判断し、運営する。
消防部	災害発生直後の短期間、災害現場付近に応急救護所を設置し、府にDMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) 等の派遣要請を行い、主に搬送前の応急処置、トリアージ等、現地医療活動を行う。
市内の病院	施設の被害や入院患者の対応に取り組んだうえで、災害被災者が多数救急搬送されることを前提として、医療スタッフや物資の確保などに努め、救急体制を整え災害時救急診療を開始する。
市内の診療所	診療体制を整えることを優先して取り組み、通常の診療に加え地域の被災者に対して、可能な治療を行う。医師会及び歯科医師会から要請があれば、医療救護所へ出向き、医療救護班として協力する。
吹田保健所	災害が発生し、大阪府災害対策本部、災害医療本部が設置された場合、保健所長は、吹田保健所に地域災害医療本部を設置し、市及び各関係機関と調整・連携を図りながら医療救護体制等を確保する。

第4 平常時の取組

保健医療部保健医療班は、吹田保健所が主催する「吹田保健所管内危機管理関係機関連絡会議」に参加するとともに、災害時における市と吹田保健所、吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会との連携・役割分担について事前に協議を行う。

第5 災害時の対応

1 活動体制の確立

(1) 参集及び施設安全確認

勤務時間外に災害が発生した場合、災害の規模により、自身及び家族等の安全を確認し、周囲の状況を見聞きしながら、安全な道を通って所定の参集施設へ参集する。

勤務時間内に災害が発生した場合、来庁者及び来館者の安全を確保し、その後（勤務時間外の場合は参集後）電気・水道・ガス・電話など施設の被害状況を把握し、その復旧に努める。

◆勤務時間外の参集対象者

震度	配備体制	対象職員（保健医療部保健医療班）	参集施設
震度 4 以上	1号配備	健康医療部長、健康医療部次長、 地域医療推進室長 ※理事（配置された場合）	本庁舎
震度 5 弱以上	2号配備	保健センター所長	保健センター
震度 5 強以上	3号配備	上記以外の地域医療推進室及び 保健センター職員	地域医療推進室及び保健 センター職員は保健セン ター（ただし、南千里分 館・休日急病診療所職員 は、各職場）

（2）指揮命令系統の確立及び役割分担

地域医療推進室長を、保健医療部保健医療班の班長とし、室長が出勤できない場合は、副班長である保健センター所長を保健医療部保健医療班責任者とする。両者とも出勤できない場合は、地域医療推進室、保健センターの役職上位者の順に責任者とする。

出勤できない所属職員の安否を確認するとともに、職員の参集状況に応じて役割分担を行い、当面の活動方針を決定する。

（3）市内被害状況の把握

職員が参集途中で把握した市内の被害状況について情報を集約する。電車（阪急電車・JR・北大阪急行電鉄等）の運行状況、道路・信号、公共施設、病院・診療所等の医療機関、商業施設、家屋等の被害状況等について、地図にプロットする。

(1) 災害医療情報等収集の分担

- ア 病院：吹田保健所が情報を把握する。
- イ 診療所：保健医療部保健医療班と医師会が情報を把握する。
- ウ 歯科：保健医療部保健医療班と歯科医師会が情報を把握する。
- エ 薬局：保健医療部保健医療班と薬剤師会が情報を把握する。（薬局への聞き取り内容は医療機関に準じる）
- オ 医療救護所設置予定場所：保健医療部保健医療班職員を数名派遣し、施設管理者と連携して被害状況、必要物資（必要な机、椅子、衝立、毛布等）を把握し、保健医療班長に報告する。

(2) 災害医療情報の収集

市内で震度5強以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合、保健医療部保健医療班は、大阪府が吹田保健所に設置する「地域災害医療本部」での役割分担に基づき、市内の医療機関の情報等について、聞き取りチェック表（別紙1）を活用し把握する。

なお、電話回線の断絶等により情報収集ができない場合は、配置されているMCA無線、軽自動車や徒歩等により災害医療情報の収集にあたる。

- ①人的被害の状況
- ②医療機関の被害状況、診療状況（外来・入院受入状況等）、必要医薬品等
- ③被災地医療ニーズ（待機者数等）
- ④医療救護活動の協力の可否

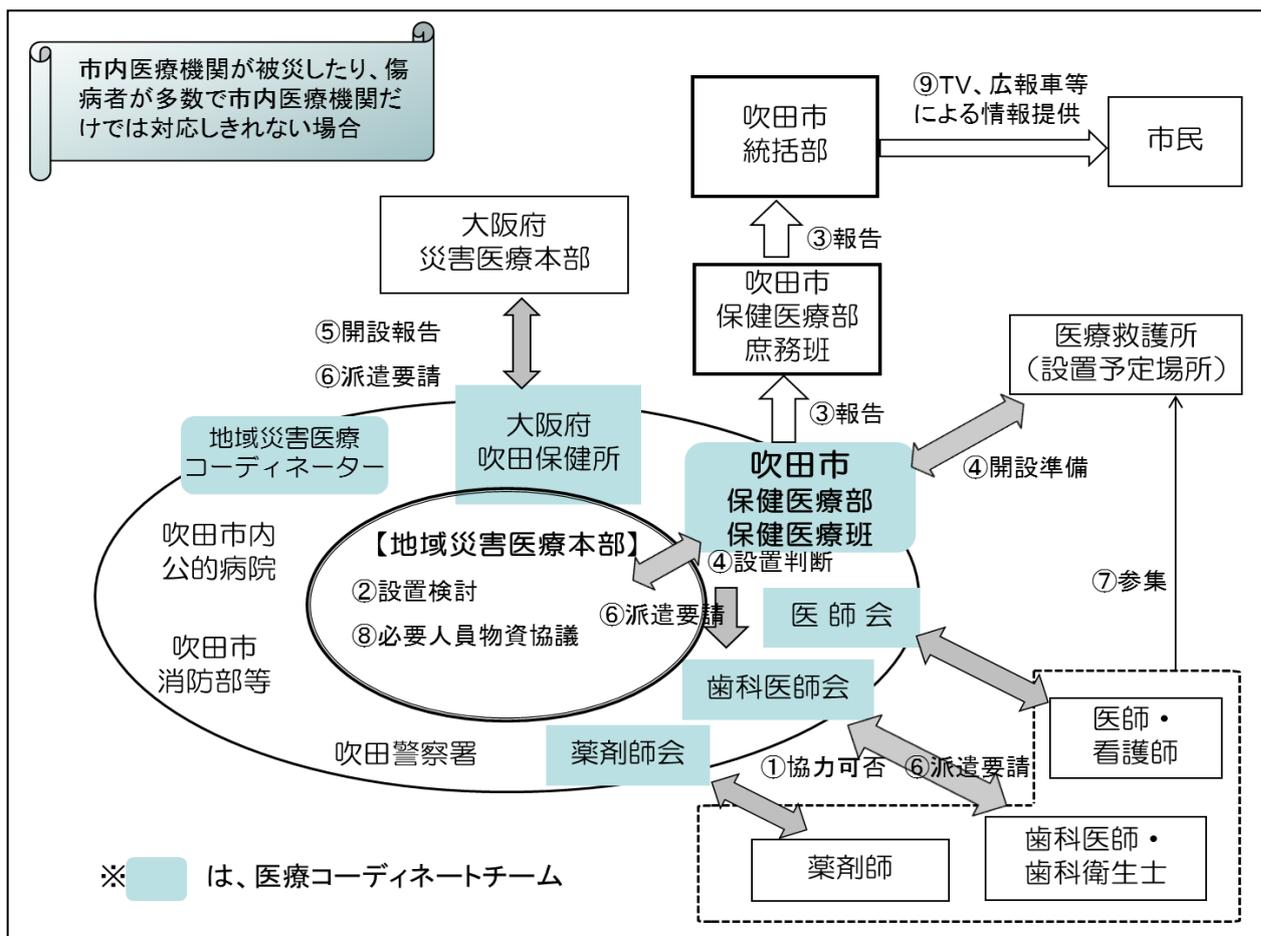
(3) 災害医療情報の報告

災害医療情報の収集は、保健医療部保健医療班が中心となることを原則とし、庁内各部や関係機関で災害医療情報を把握した者は、地域災害医療本部会議へ直ちに報告する。

収集した情報については、地域災害医療本部会議で情報共有するとともに、保健医療部庶務班を通じて統括部に報告する。また、医療救護所や医療機関等生活関連情報についての広報は、統括部が行う。

3 医療救護所の設置

<フロー図Ⅱ>



- ①医師会、歯科医師会、薬剤師会は、各会員等の医療救護班への参集申出状況を地域災害医療本部（府）に報告する。
- ②地域災害医療本部（府）は、各機関から収集・把握した病院や診療所の被災状況や必要な医師等の確保状況、医療救護所設置予定場所の状況等を分析し、医療救護所設置を検討する。
- ③、④保健医療部保健医療班責任者は、地域災害医療本部会議（府）での検討結果を受け、統括部に報告したうえで、医療救護所を設置する。
- ⑤地域災害医療本部（府）は、大阪府災害医療本部に医療救護所設置の報告をする。
- ⑥保健医療部保健医療班は、必要に応じ大阪府災害医療本部に医師等の派遣要請をするとともに、三師会経由で医師等の派遣を要請する。
- ⑦参集可能な医師等については、医療救護所設置予定場所に参集する。
- ⑧地域医療災害医療本部（府）は、医療救護所設置予定場所の状況を把握し、必要人員物資等について協議する。
- ⑨統括部（市）は、テレビや広報車等により市民に対して医療救護所設置等の情報を提供する。

(1) 医療救護所の設置判断

地域災害医療本部会議において、傷病者・死者の状況や、各病院・診療所からの医療情報及び医療救護所設置予定場所の状況に基づき、医療救護所開設に必要な医師等が市内又は他の地域から確保できるとき、以下の設置基準を目安に医療救護所の設置を協議し、設置が必要とされた場合は、統括部本部班に報告するとともに速やかに設置に取り掛かる。

<設置基準>

- ①市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために市内医療機関だけでは対応しきれない場合
- ②傷病者が多数で、稼働可能な市内医療機関だけでは対応できない場合

(2) 設置場所

あらかじめ、医療救護所設置予定場所として選定した以下の中学校の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況、被害地域等に応じて決定する。また、状況に応じ、医療機関も救護所として位置付ける。

	地域	医療救護所設置予定場所	
1	J R以南地域	第五中学校	TEL6381-6038 (幸町 21-1)
2	片山・岸部地域	第二中学校	TEL6388-2031 (岸部北 1 丁目 21-1)
3	豊津・江坂・南吹田地域	豊津中学校	TEL6384-3275 (垂水町 3 丁目 32-50)
4	千里山・佐井寺地域	片山中学校	TEL6387-1041 (竹谷町 35-1)
5	山田・千里丘地域	山田中学校	TEL6878-0823 (山田市場 15-1)
6	千里ニュータウン・万博・阪大地域	古江台中学校	TEL6832-0012 (古江台 1 丁目 1-1)

(3) 設置の手順等

ア 保健医療部保健医療班責任者は、収集した医療情報等を基に必要と思われる医師、歯科医師、薬剤師等から医療救護班を編成し、開設を決定した医療救護所に三師会を通じて派遣要請を行う。また、医療救護班には、保健医療班の職員が事務職として加わる。

イ 派遣要請のあった医師、歯科医師、薬剤師等は、医療救護活動を行うための当面

必要な資器材等を携行し、医療救護所に参集する。

- ウ 保健医療部保健医療班長は、医療救護班が不足する場合、地域災害医療本部に対し、医療救護班の派遣を要請する。
- エ 医療救護所設置に必要な机、椅子、衝立、毛布等を医療救護所設置予定場所である施設内から調達し、救護所名を記した貼紙を、施設内の見やすい個所と救護所に掲示する。
- オ 保健医療部保健医療班は、医療救護所で不足する医薬品、医療用資器材等を確認し、不足物品を調達する。
- カ 医療救護班は、地域災害医療本部でまとめた最新医療情報を取り寄せる。
- キ 医療救護班は、最新医療情報を基に診療機関への誘導、軽傷の傷病者の治療や被災者等の健康管理等を行う。

(1) 医療救護所運営の留意点

保健医療部保健医療班は、次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

ア 交代要員の確保

医療救護所に派遣される医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士及び事務職（保健医療部保健医療班の職員）については、出務者の名前や出務時間の記録を行い、交代要員確保の体制をとる。

イ 医薬品、医療用資器材の補給

医療救護所で不足する医薬品や医療用資器材については、保健医療部保健医療班に連絡し、統括部（市）及び大阪府災害医療本部から供給を受けるとともに、三師会から提供可能なものがあれば受ける。また、供給された品目数等については記録する。

ウ 携帯電話等通信手段の確保

医療救護所においては、地域災害医療本部等との連絡体制を確保する必要があることから、携帯電話や防災無線など、通信手段の確保に努める。

エ 食料、飲料水の確保

医療救護所で必要とされる出務者等の食糧及び飲料水については、必要数を把握し、保健医療部庶務班を通じて、統括部に供給要請する。

(2) 医療救護所の費用負担

ア 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との協定に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び歯科衛生士の出務報酬については、市が負担する。

イ 医療機器や医薬品の購入費用については、市が負担する。

ウ 医療救護班は、患者の氏名・住所・診療内容・投薬内容など可能な限り記録保存する。

(1) 個別疾病対策

保健医療部保健医療班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対して診断・治療、患者の受入れ、往診等が可能かどうかを特定診療災害医療センター等に確認し、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(2) 大阪府特定診療災害医療センター

大阪府は、専門診療を必要とする特定疾病対策の拠点として、以下の4つの医療機関を特定診療災害医療センターと定めている。

- ア 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター
- イ 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター
- ウ 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター
- エ 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター

6 保健医療ボランティアの受入れ

医療救護班において人材が不足する場合、保健医療部保健医療班は、地域災害医療本部とともに必要とする活動の内容、人数等を把握する。また、ボランティアが配置された場合は、ボランティアが円滑に活動できるよう対処する。

7 被災者の健康維持活動

保健医療部保健医療班は、吹田保健所と連携して、避難所等での保健活動を実施する。実施にあたっては、別途定める「吹田市災害時保健活動マニュアル」に従う。また、地域災害医療本部で協議し、必要に応じて医療救護班に避難所等での健康管理を要請する。

第6 保健医療部保健医療班の活動

		フェーズ0 (初動体制の確立)			フェーズ1 (緊急対策)
		地震発生～3時間	地震発生～12時間	地震発生～24時間	地震発生～72時間
医療活動			<ul style="list-style-type: none"> ○参集者に対する役割指定の見直しと災害活動長期化への対応準備 ○医療情報等の収集 ○地域災害医療本部での報告、協議、決定 ○地域災害医療本部での協議を受けて、医療救護所の設置を判断 <p>医療救護所設置の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護班の医師等が不足する場合、地域災害医療本部を通じて大阪府へ医療救護班の派遣を要請 ○地域災害医療本部で協議のうえ、医薬品等の調達 	<p>医療救護所設置の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の体制が整ったところから、本部に報告の上開設 ○医療救護所の運営及び医薬品の調達 	
			○参集者の役割分担及び活動方針の見直し		
保健活動	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の参集 ○情報収集 ○地域災害医療本部の開催（保健所） ○参集者に対する役割分担の指示及び活動方針の決定 		<p>避難所での保健活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理及び処遇調整 ○健康相談の実施 ○食中毒、感染症等の予防等、衛生管理及び環境調整 <p>自宅滞在者への保健活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問、電話等による災害時要援護者の安否確認（福祉部と連携） 		<p>避難所での保健活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理及び処遇調整 ○食中毒、感染症等の予防等、衛生管理及び環境調整 ○こころのケア対策の検討・実施 ○保健・医療・福祉の情報提供（福祉部と連携） <p>自宅滞在者への保健活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問、電話等による災害時要援護者の安否確認（福祉部と連携） ○健康相談の実施 ○こころのケア対策の検討・実施 ○保健・医療・福祉の情報提供（福祉部と連携） ○健康調査等の実施 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療関係派遣職員及びボランティアの調整 ○支援者・職員の健康管理（職員は人事室と連携） ○臨時予防接種の実施

	フェーズ2 (応急対策)	フェーズ3 (応急対策)	フェーズ4 (復旧・復興対策)
	地震発生～2週間	地震発生～3週間	地震発生～概ね2か月以降
医療活動	<p>医療救護所設置の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域内診療所の再開等の状況により、医療救護所を閉鎖 		
○参集者の役割分担及び活動方針の見直し			
保健活動	<p>避難所での保健活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理及び処遇調整 ○食中毒、感染症等の予防等、衛生管理及び環境調整 ○こころのケア対策の検討・実施 ○保健・医療・福祉の情報提供（福祉部と連携） <p>自宅滞在者への保健活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問、電話等による災害時要援護者の安否確認（福祉部と連携） ○健康相談の実施 ○こころのケア対策の検討・実施 ○保健・医療・福祉の情報提供（福祉部と連携） ○健康状態の把握 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療関係派遣職員及びボランティアの撤退に向けての調整 ○支援者・職員の健康管理（職員は人事室と連携） 	<p>避難所～仮設住宅での保健活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理及び処遇調整 ○食中毒、感染症等の予防等、衛生管理及び環境調整 ○こころのケア対策の検討・実施 ○保健・医療・福祉の情報提供（福祉部と連携） ○健康教育等の実施 ○仮設住宅入居者の健康状態把握のための検討、準備 <p>自宅滞在者への保健活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問、電話等による災害時要援護者の安否確認（福祉部と連携） ○健康相談の実施 ○こころのケア対策の検討・実施 ○保健・医療・福祉の情報提供（福祉部と連携） ○健康状況等の把握とフォロー <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療関係派遣職員及びボランティア撤退に向けての調整 ○支援者・職員の健康管理（職員は人事室と連携） 	<p>避難所～仮設住宅での保健活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理及び処遇調整 ○食中毒、感染症等の予防等、衛生管理及び環境調整 ○こころのケア対策の検討・実施 ○保健・医療・福祉の情報提供（福祉部と連携） ○健康教育等の実施 ○巡回健康相談の実施（仮設住宅） ○仮設住宅から支度に移る者の支援 ○新たな交流やコミュニティづくりの支援 <p>自宅滞在者への保健活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問、電話等による災害時要援護者の安否確認（福祉部と連携） ○健康相談の実施 ○こころのケア対策の検討・実施 ○保健・医療・福祉の情報提供（福祉部と連携） ○健康状況等の把握とフォロー <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健関係の派遣職員やボランティア等の調整、終了時期の検討 ○支援者・職員の健康管理（職員は人事室と連携）

市内病院一覧

	病院名	住所	電話番号
大阪府災害拠点病院（地域災害医療センター）			
1	大阪大学医学部附属病院	山田丘 2-15	6879-5111
2	済生会千里病院	津雲台 1-1-6	6871-0121
吹田市災害医療センター			
3	市立吹田市民病院	片山町 2-13-20	6387-3311
災害医療協力病院			
4	国立循環器病研究センター	藤白台 5-7-1	6833-5012
5	大阪大学歯学部附属病院	山田丘 1-8	6879-5111
6	済生会吹田病院	川園町 1-2	6382-1521
7	榎坂病院	江坂町 4-32-1	6384-3365
8	大和病院	垂水町 3-22-1	6380-1981
9	皐月病院	寿町 2-7-24	6319-1191
10	井上病院	江の木町 16-17	6385-8651
11	平海病院	岸部中 4-25-6	6388-6666
12	甲聖会記念病院	江の木町 7-1	6380-0666
13	協和会病院	岸部北 1-24-1	6339-3455
14	大阪市立弘済院附属病院	古江台 6-2-1	6871-8013
15	吹田徳洲会病院	千里丘西 21-1	6878-1110

吹田市医師会：6388-4558、IP310-2385

吹田市歯科医師会：6389-1865、IP310-2386

吹田市薬剤師会：6386-8931、IP310-2387

対応別連絡表

対応内容	連絡先		電話番号		
			外線	IP電話、防災行政無線	
医療情報の収集・報告	消防部		6193-0119	IP:801-120	
	保健医療部庶務班(国民健康保険室)		6384-1239	IP:200-2285~2286	
	大阪府吹田保健所		6339-2225		
	大阪府医療対策課		6944-6692	防災行政無線18-200-2533,2537	
	大阪府救急医療情報センター		6693-1199		
	市内医療機関		P17参照		
医療救護班	派遣要請	統括部本部班	6384-1753	IP:200-2133~2135	
		大阪府吹田保健所	6339-2225		
	搬送	消防部	6193-0119	IP:801-120	
		大阪府医療対策課	6944-6692	防災行政無線18-200-2533,2537	
		統括部本部班	6384-1753	IP:200-2133~2135	
医薬品等の調達	日本赤十字社大阪府支部		6943-0705		
	吹田市医師会		6388-4558	IP:310-2385	
	吹田市薬剤師会		6386-8931	IP:310-2387	
	大阪府吹田保健所		6339-2225		
	大阪府薬務課		6944-7129	防災行政無線18-200-2552,2553	
	市内医療機関		P17参照		
個別疾病対策	大阪府保健医療室地域保健課		6944-6697 6944-7524 6944-6698	18-200-2518,2549 防災行政無線18-200-2545,2591 18-200-2526,2587	
	吹田市医師会		6388-4558	IP:310-2385	
	吹田市歯科医師会		6389-1865	IP:310-2386	
	特定診療災害医療センター	大阪国際がんセンター		6945-1181	
		大阪精神医療センター		072-847-3261	
		大阪はびきの医療センター		072-957-2121	
		大阪母子医療センター		0725-56-1220	
応急復旧期における健康相談	大阪府吹田保健所		6339-2225		
	吹田市医師会		6388-4558	IP:310-2385	
	吹田市歯科医師会		6389-1865	IP:310-2386	

IP 電話は、発信番号を押してからかけること。

聞き取りチェック表

医療機関名： (担当者： 様)

聞き取り日時： 年 月 日 時 分

担当者：

1 医療機関の被害状況（人的被害含む）

スタッフ： けが人有り 全員無事 不明建物： 全壊 半壊 破損なし その他（ ）水道： 不通 開通 不明電気： 不通 開通 不明ガス： 不通 開通 不明電話： 不通 開通

2 診療再開のめど：

 診療中 3時間以内 24時間以内 48時間以内 不可能 不明 その他（ ）3 医療救護所を設置した場合の出動： 可 不可看護師の出動の可否： 可 不可

可の場合、後日医療救護所予定場所を伝え、協力を要請する。

4 医薬品・水の確保状況：医薬品 有 無水 有 無

5 その他、診療再開に当たって、緊急に必要な物品（ ）

（診療再開できる場合）空ベッド状況：

 10人程度 不可能 不明 その他（ ）

6 待機状況：

 人程度

7 外来患者の受け入れ対応：

 可能（重症者、中等症者、軽症者） 人程度、 不可能 不明 その他（ ）

8 専門医療患者の受け入れ対応：

 可能（受け入れ可能な専門医療： 人数： 人程度） 不可能 不明 その他（ ）

連絡先	<input type="checkbox"/> 消防部	<input type="checkbox"/> 市民病院	<input type="checkbox"/> 保健医療部庶務班	<input type="checkbox"/> 大阪府吹田保健所
IP	IP：801-120	IP：210-5110	IP：	
外線	6193-0119			6339-2225

参考：府医療対策課：防災無線 18-200-4531, 2537, 2533、6944-6027

府救急医療情報センター：6761-1199

災害時における医療救護活動に関する協定書について

1 協定締結の主旨

「吹田市地域防災計画」で定める保健医療部保健医療班（健康医療部地域医療推進室及び保健センター）が行う災害時の医療救護活動については、吹田市三師会の協力を得て行うことになっています。医療救護活動の実施に当って同会と協定を締結しようとするものです。

2 協定の主な内容

- (1) 市は、吹田市三師会に対して医師、歯科医師、薬剤師等の医療救護活動への派遣要請を行い、医療救護班を編成する。
- (2) 医療救護班は、医療救護所及び避難所等において医療救護活動を実施する。
- (3) 医療救護活動を実施した医療従事者への以下の費用は市が負担する。

①費用弁償

医師、歯科医師、薬剤師等の派遣、供給した医薬品等、その他必要と認める経費

②損害賠償

医療事故等への対応として損害賠償した費用

③災害補償

医師、歯科医師、薬剤師等が死亡、負傷等した場合の補償

- (4) 吹田市三師会は、医療救護活動マニュアルを作成し、市と情報共有する。